

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和六年二月五日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者
別紙のとおり

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

二級河川沼田川水系天井川支川六溪流及び同支川六隣溪流砂防堰堤工事（広島県三原市
小泉町字耳津山地内から同町字山之神地内まで）に係る土地収用事件の第一回審理開催の
通知

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 三原市 小泉町 字耳津山	一〇二五 四番一	保安林	保安林	三八、八四 八	—	一一・二四 一、八四〇・四二 一、〇〇三・九三

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和六年二月二十六日にその通知があったものとみなされます。

別紙

・通知を受けるべき者

住 所	土地所有者 氏 名
不明	(亡) 住田洋三相続人 (相続人不明)
不明	(亡) 高木孝恵相続人 (相続人不明)
不明	今田 卓美
不明	今田 香
不明、ただし、在留届の住所 Rua dos Amendoins, 467, , Santa Barbara DNULOeste, SP, , Federative Republic of Brazil	吉沢 美智子
不明、ただし、在留届の住所 RUA PIONEIRO EUCLIDES GAVIOLI 406 MARINGA-PARANA	今田 幸子
不明	嶋田 清子
不明、ただし、在留届の住所 Rua Eng. Heitor Antonio Eiras Garcia, 280 Torre 1 ap. 172, Sao Paulo	竹原 尚子
不明	土地登記名義人 (亡) 松原清左衛門相続人 (相続人不明)
不明	土地登記名義人 大平作次郎 (存否不明)
不明	土地登記名義人 藤岡筆助 (存否不明)
不明	土地登記名義人 田村粂太郎 (存否不明)
不明	土地登記名義人 (亡) 奥田谷五郎相続人 (相続人不明)
不明	平田 隆
不明	玉田 美代子
兵庫県神戸市兵庫区松原通 1 丁目 2 番 1-501 号	島田 和美